

埼玉県地場産業活性化再生支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、産地組合等が実施する地場産品の販路開拓のための広域的な展示会の開催・出展などの事業に対して埼玉県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が補助事業を実施する場合に中央会に補助金を交付する。

これにより、産地組合等の事業活動の活性化を図り、県内地場産業の振興及び地域経済の活性化に寄与するものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱中において「産地組合等」とは別紙1に定めるものをいう。

2 この要綱中において「地場産品」とは、別紙2に定めるものをいう。

3 この要綱中において「支援事業」とは、この要綱で定める県の補助金を使って中央会が補助金を交付する産地組合等の事業をいう。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助の対象となる中央会の補助事業は第1条に該当する地場産品の販路開拓のために行う、広域的な展示会や見本市の開催・出展を行う事業とする。

2 補助金交付の対象となる経費は、支援事業の実施に係る経費のうち、別表に掲げるものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第4条 中央会は、補助金の交付申請前に別紙3記載の暴力団排除に関する誓約事項について確認しなければならない。

2 前項の確認は、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(補助金の額)

第5条 県は、中央会が補助事業を実施するのに要する経費の一部を予算の範囲内で補助するものとする。

2 知事は、この補助金の上限額を中央会に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は様式第2号のとおりとし、各支援事業に着手する3週間前までに提出するものとする。

2 前項の申請には知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

ただし、規則第4条第2項各号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(補助金の交付決定の通知)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(補助金の申請の取下げ)

第8条 前条の規定による交付決定の内容及びこれに附された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第9条 補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならぬ。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 知事は、前項の承認に際し、必要に応じて申請内容を変更し、条件を附すことができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業は3月20日までに完了するものとする。

2 補助事業を前項の期限までに完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書（様式第6号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書（様式第7号）により知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第13条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第8号のとおりとする。

- 2 規則第13条の実績報告書の提出時期は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から20日を経過した日、又は3月20日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定等)

第14条 知事は、前条第1項の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、中央会に通知するものとする。

- 2 額の確定通知書の様式は、様式第9号のとおりとする。

(補助金の精算払の請求)

第15条 中央会は、補助金の精算払を受けようとするときは、補助金精算払請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の請求は前条の通知を受けた後でなければならない。

(補助金の交付決定の取消等)

第16条 知事は、中央会が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 2 中央会は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合、交付された当該補助金を返還しなければならない。

(書類の整備等)

第17条 中央会は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならぬ。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 地域資源産業活性化補助金交付要綱、地域資源産業活性化補助金交付要領、地域産業活性化対策事業費補助金交付要綱は廃止する。

附 則（令和3年4月1日改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月11日改正）

この要綱は、令和4年7月11日から施行する。

附 則（令和6年5月16日改正）

この要綱は、令和6年5月16日から施行する。

別紙1

「産地組合等」とは「組合等」、「グループ」で次のものをいう。

1 「組合等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 別紙2に記載した産地組合
- ② 商工会及び商工会議所

(別紙2に記載した産地組合を支援する事業を実施する場合に限る)

2 「グループ」とは、複数の中小企業者、組合等を主とするグループであって、次の基準に適合するものをいう。

- ① 別紙2に記載した産地組合の組合員である中小企業者、組合等を主とするグループ（構成員の3分の2以上が中小企業者であるものに限る。）であって、運営規約、事務処理体制又は当該グループの存続性等から判断して、知事が実施主体として適当と認めたもの。
- ② 事業の実施にかかる補助金の交付の窓口となり、かつ経理を行う実施主体をあらかじめひとつ定め、当該実施主体が補助金にかかる特別の会計を設けて補助事業であることを明確にしているもの。

別紙2

地 場 産 品 名		産 地 組 合 名
食 料 品	埼玉漬物	埼玉県漬物協同組合
	埼玉生めん	埼玉県生麵業協同組合
	草加せんべい(1)	草加煎餅協同組合
	草加せんべい(2)	草加地区手焼煎餅協同組合
	埼玉菓子	埼玉県菓子工業組合
	埼玉醤油	埼玉醤油工業協同組合
	埼玉清酒	埼玉県酒造組合
織 維 製 品	所沢織物	所沢織物商工協同組合
	武州綿スフ織物	武州織物工業協同組合
	秩父織物	秩父織物商工組合
	秩父織物(2)	秩父銘仙協同組合
	加須被服	加須被服協同組合
	羽生衣料	羽生衣料縫製協同組合
	羽生被服	羽生被服協同組合
	深谷被服	深谷洋装協同組合
	熊谷捺染	(特非)熊谷染継承の会
	草加捺染	草加本染ゆかた工業会
木 材 ・ 木 製 品	南河原スリッパ	埼玉スリッパ組合
	秩父木材	秩父木材協同組合
	都幾川建具	都幾川木工協同組合
	小川建具	小川木材建具工業協同組合
	埼玉家具	埼玉県家具工業組合
	春日部桐箪笥	春日部桐たんす組合
	春日部桐箱	春日部桐箱工業協同組合
	川口木型	川口木型工業協同組合

紙 器 ・ 印 刷	埼玉紙器	埼玉県紙器段ボール箱工業組合
	埼玉印刷	埼玉県印刷工業組合
	軽印刷	(社)日本グラフィックサービス工業会埼玉県支部
皮 革	草加皮革(1)	埼玉県皮革産業協議会
	草加皮革(2)	埼玉皮革関連事業協同組合
機 械 ・ 金 屬	埼玉鍍金	埼玉県鍍金工業組合
	川口機械	川口機械工業協同組合
	上尾機械金属	上尾ものつくり協同組合
	川口鋳物	川口鋳物工業協同組合
民 芸 品	春日部羽子板	春日部羽子板組合
	小川和紙	埼玉県小川和紙工業協同組合
	岩槻人形	岩槻人形協同組合
	鴻巣人形	鴻巣ひな人形協会
	越谷雛人形	越谷雛人形組合
	所沢人形	所沢人形協会
	加須鯉のぼり	加須市鯉幟組合
	越谷だるま	越谷市だるま組合
	埼玉釣竿	埼玉県釣竿工業組合
その 他	埼玉煙火	(社)日本煙火協会 埼玉地区会
	武州瓦	武州瓦商工業協同組合
	埼玉畳	協同組合埼玉県畳協会

別紙 3

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者に補助金を交付する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者に補助金を交付したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者に補助金を交付する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して補助金の返還を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所 在 地 :

事 業 者 名 :

代表者職・氏名 :

別表

補助対象経費

経費区分	内 容
謝 金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金
旅 費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費、職員旅費、出展者旅費、出展者宿泊費
庁 費	消耗品費、印刷製本費、資料費、雑役務費、通信運搬費、広告宣伝費、借料・損料
委 託 費	事業の一部を委託する経費

(注) 「展示求評会出展事業」では次に掲げる経費は補助の対象としない。

- ア 間接的な経費等（間接的な経費、管理費など）
- イ 飲食費等（飲食費、茶菓代など）
- ウ 消費税額

様式第1号（第5条第2項関係）

第
令和 年 月 日 号

埼玉県中小企業団体中央会
会長 様

埼玉県知事

令和 年度地場産業活性化再生支援事業補助金の上限額について

令和 年度地場産業活性化再生支援事業補助金の上限額は下記のとおりです。

記

令和 年度地場産業活性化再生支援事業補助金の上限額 金 円	
一支援事業への補助金額の上限額 (金 円)	

様式第2号（第6条第1項関係）

令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所 在 地

申請者 名 称 埼玉県中小企業団体中央会
代表者名 会長

令和 年度地場産業活性化再生支援事業補助金交付申請書

上記補助金の交付について、地場産業活性化再生支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 支援事業名

3 支援事業の内容及び事業に要する経費の配分

（別紙 事業計画書のとおり）

4 支援事業完了予定期日 令和 年 月 日

別紙

事 業 計 画 書

支援事業名	
実施事業者 名称 代表者氏名 所在地	
現状及び課題	
事業の目的	
事業の内容	
事業実施スケジュー ル	
事業の必要性、期待 される効果等	

2 経費明細表

(単位：円)

経費区分	内 容	支援事業に 要する経費	補 助 対 象 経 費	補助金交付 申 請 額	補助対象経費 の 明 細
謝 金					
旅 費					
手 賃					
委 託 費					
合 計					

(注) 消費税額は補助対象としない。

様式第3号（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

埼玉県中小企業団体中央会
会長 様

埼玉県知事

令和 年度地場産業活性化再生支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付申請のあった上記の補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法 精算払い

3 条件

- (1) 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付けで交付申請のあった令和 年度地場産業活性化再生支援事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。
- (2) 支援事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額は、申請書に添付された経費明細表に記載のとおりとする。
- (3) 本通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに附された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、本通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。
- (4) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ地場産業活性化再生支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）様式第4号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (5) 要綱第9条第1項のただし書に規定する軽微な変更とは、申請書に添付された経費明細表に記載された経費区分ごとに20%を超えない額の流用又は減額とする。
- (6) 知事は(4)の承認に当たり必要に応じて条件を附し、これを変更することができる。

- (7) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第5号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (8) 補助事業を予定の期間内に完了できないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、要綱様式第6号による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。
- (9) 補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）第13条の実績報告書は様式第8号によることとし、補助事業が完了した日補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から20日を経過した日、又は3月20日のいずれか早い日までに提出するものとする。
- (10) 補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- (11) (10)の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合、すでに補助金が交付されているときはその補助金を返還しなければならない。
- (12) 補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- (13) 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。
- (14) 要綱別紙3記載の暴力団排除に関する誓約事項について確認ができない団体を補助の対象としてはならない。

様式第4号（第9条第1項関係）

令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所 在 地

申請者 名 称 埼玉県中小企業団体中央会

代表者名 会長

令和 年度地場産業活性化再生支援事業補助金に係る補助事業の
内容（経費の配分）の変更承認申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事
業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、地場産業活性化再生支援事業費
補助金交付要綱第9条第1項の規定により承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(別紙)

経費明細新旧対照表

(単位 : 円)

経費区分	内 容	支援事業に要する経費		補 助 対 象 経 費		補助金交付申請額	
		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
謝 金							
旅 費							
庁 費							
委 託 費							
合 計							

(注) 消費税額は補助対象としない。

変更後の経費明細表

(単位：円)

経費区分	内 容	支援事業に 要する経費	補 助 対 象 経 費	補助金交付 申 請 額	補助対象経費 の 明 細
謝 金					
旅 費					
手 賃					
委 託 費					
合 計					

(注) 消費税額は補助対象としない。

様式第5号（第10条関係）

令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所 在 地

申請者 名 称 埼玉県中小企業団体中央会

代表者名 会長

令和 年度地場産業活性化再生支援事業補助金に係る補助事業の
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、地場産業活性化再生支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により承認を申請します。

記

1 中止（廃止）する事業名

2 理 由

3 中止の期間（廃止の時期）

様式第6号（第11条第2項関係）

令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所 在 地

申請者 名 称 埼玉県中小企業団体中央会

代表者名 会長

令和 年度地場産業活性化再生支援事業補助金に係る補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業に係る事故について、地場産業活性化再生支援事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 支援事業名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 同上に要した経費
- 4 遅延等の内容及び原因
- 5 遅延等に対する措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第7号（第12条関係）

令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所 在 地

申請者 名 称 埼玉県中小企業団体中央会

代表者名 会長

令和 年度地場産業活性化再生支援事業補助金に係る補助事業
遂行状況報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知があった上記補助事業
の令和 年 月 日現在の遂行状況について、地場産業活性化再生支援事業補助金交
付要綱第12条の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

令和　　年　　月　　日現在における遂行状況（具体的に）

※支援事業名、支援内容、所要額等を記入すること。

様式第8号（第13条第1項関係）

令和　年　月　日

（あて先）

埼玉県知事

所 在 地

申請者 名 称 埼玉県中小企業団体中央会

代表者名 会長

令和　年度地場産業活性化再生支援事業補助金に係る補助事業実績報告書

令和　年　月　日付け第　　号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業を令和　年　月　日付けで完了（廃止）しましたので、地場産業活性化再生支援事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

1 補 助 金 交 付 決 定 額	金	円
2 支 援 事 業 に 要 し た 経 費	金	円
3 補 助 金 額	金	円

別紙

事業実績報告書

支援事業名	
実施事業者 名称 代表者氏名 所在地	
事業の実績	
事業の成果	

2 経費明細表

(単位：円)

経費区分	内 容	支援事業に 要した経費	補 助 対 象 経 費	補助金額	補助対象経費 の 明 細
謝 金					
旅 費					
手 賃					
委 託 費					
合 計					

(注) 消費税額は補助対象としない。

様式第9号（第14条第2項関係）

第 号
令和 年 月 日

埼玉県中小企業団体中央会
会長 様

埼玉県知事

令和 年度地場産業活性化再生支援事業補助金確定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって提出のあった実績報告書により審査した結果、下記のとおり補助金の額を確定したので、地場産業活性化再生支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により通知します。

記

1 補 助 金 申 請 額	金	円
2 補助金交付決定額	金	円
3 補 助 金 確 定 額	金	円

様式第10号（第15条関係）

令和　年　月　日

（あて先）

埼玉県知事

所 在 地

申請者 名 称 埼玉県中小企業団体中央会

代表者名 会長

令和　年度地場産業活性化再生支援事業補助金精算払請求書

令和　年　月　日付け第　　号をもって交付決定の通知があった上記の補助金について、地場産業活性化再生支援事業補助金交付要綱第15条の規定により下記のとおり請求します。

記

金　　円

振込先金融機関名	銀行	支店
預 金 種 別	普通・当座（どちらかに○）	
口 座 番 号		
（フリガナ）		
口 座 名 義 人		